

平成25年9月26日
入札監理課

工事等の積算内容に対する疑義申立てに関する試行要領の一部改正について

工事等の積算内容に対する疑義申立てについては平成25年4月1日から試行していますが、これまでの実施状況等をふまえ、早期の疑義申立てへの対応と契約締結の迅速化の観点から、一部改正を行います。

1 疑義申立ての改正内容

1) 疑義申立てを①と②のいずれかの方法によるものとします。

①入札結果を確認後に疑義の申立てをする場合

入札者又は見積者（以下「入札者等」という。）が入札結果を確認後に疑義申立ての判断をする場合は、入札の執行日から起算して3日以内に発注者に文書で入札結果の請求を行い、発注者は落札者決定後に入札結果を請求のあった入札者等に通知します。

入札結果の通知を受けた入札者等は通知を受けた日から起算して3日以内に発注者に疑義申立てをすることができます。

②入札結果を確認しないで疑義の申立てをする場合

入札結果の確認の請求をしない入札者等は、入札の執行日から起算して3日以内に発注者に疑義申立てをすることができます。

2) 契約手続きに関する特例

担当課長等は、入札者等の全員から開札後の疑義申立てや入札結果の請求を行わない旨の確認が得られた場合は、契約の手続きを進めることができるものとします。

2 適用対象工事等

平成25年10月1日以降に公告等を行う工事等から適用します。

工事等の積算内容に対する疑義申立てに関する試行 (疑義申立てまでの事務手続きフロー)

